

議案第 1 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

本市の財政状況等を勘案して、平成 31 年 3 月 31 日まで管理職員の給料の減額に関する特例期間を延長する改正その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「及び附則第 21 項第 2 号」を削り、「及び第 17 条の 3」を「及び第 17 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「。附則第 21 項第 2 号において同じ。」を削り、「1000 分の 1225」を「100 分の 122.5」に、「1000 分の 1375」を「100 分の 137.5」に改め、同条第 3 項中「1000 分の 1225」を「100 分の 122.5」に、「1000 分の 1375」を「100 分の 137.5」に改める。

第 18 条第 1 項中「及び附則第 21 項第 3 号」を削り、同条第 2 項中「。以下この項及び附則第 21 項第 3 号において同じ。」を削る。

附則第 21 項から附則第 23 項までを削り、附則第 24 項を附則第 21 項とする。

附則第 25 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改め、「(附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額から)」を削り、同項を附則第 22 項とする。

附則第 26 項を附則第 23 項とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、6 月に支給する場合においては <u>100 分の 122.5</u>、12 月に支給する場合においては <u>100 分の 137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「100 分の 65」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは、「100 分の 80」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 まで及び<u>附則第 21 項第 2 号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第 17 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第 21 項第 2 号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、6 月に支給する場合においては <u>1000 分の 1225</u>、12 月に支給する場合においては <u>1000 分の 1375</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>1000 分の 1225</u>」とあるのは「100 分の 65」と、「<u>1000 分の 1375</u>」とあるのは、「100 分の 80」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条及び<u>附則第 21 項第 3 号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死</p>

<p>職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 18 条の 2～第 27 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～20 省略</p>	<p>亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>以下この項及び附則第 21 項第 3 号において同じ。</u>)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 18 条の 2～第 27 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～20 省略</p> <p><u>(55 歳を超える特定職員に係る給与の支給額の減額)</u></p> <p>21 <u>平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が 6 級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に、<u>100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第 23 項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項において「給</u></p>
--	--

料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 18 条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第 3 項において準用する第 17 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあつ

<p>21 省略 (管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)</p> <p>22 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、第 8 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表第 1 の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表第 1 の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>表 省略</p> <p>23 省略 以下省略</p>	<p>ては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 23 項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p> <p>22 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>23 附則第 21 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100 分の 1.35 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、100 分の 90 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>24 省略 (管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)</p> <p>25 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 8 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表第 1 の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から(附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表第 1 の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>表 省略</p> <p>26 省略 以下省略</p>
--	---